

提出書類一覧表（共通）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類	市内	準市内	市外	備考
共通－1	商業登記履歴事項全部証明書（写し）	△	△	△	法人のみ提出が必要です。令和7年8月1日以後に発行されたものを提出してください。
共通－2	奈良市国民健康保険料納付証明書（写し可）	△	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の場合で、事業主が本市の国民健康保険料を賦課されていない場合は提出不要です。なお、その旨をフォームの備考欄にご記入ください。 ・本市の後期高齢者医療保険料納付状況書や、他市の国民健康保険料や他団体の健康保険（建設国保等）の納付証明書は不要です。 ・直近2年度分を提出してください。 ・令和7年8月1日以後に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、国保年金課のホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/site/kokuminkenkouhoken/68976.html）をご確認ください。
共通－3	奈良市税納税証明書（写し可）	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・市外業者で、本市の市税を賦課されていない場合は提出不要です。なお、その旨をフォームの備考欄にご記入ください。 ・直近2年度分を提出してください。 ・令和7年8月1日以後に発行されたものを提出してください。 ・証明書の申請方法については、市民税課のホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/13/9273.html）をご確認ください。 ・なお、全ての税目についての証明書を提出していただきますようお願いいたします。（記載例参照）
共通－4	奈良市水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水道料金の支払対象者ではない場合は、提出不要です。なお、その旨をフォームの備考欄にご記入ください。 ・令和5年7月から令和7年6月までの納付証明書を提出してください。 ・証明書の申請方法については、企業局のホームページ（https://h2o.nara.nara.jp/info_974.html）をご確認ください。
共通－5	国税の納税証明書（写し）	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年8月1日以後に発行されたものを提出してください。 ・所轄税務署長（都道府県税事務所ではありません。）で発行される次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法人：様式その3 又は 様式その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） イ. 個人：様式その3 又は 様式その3の2（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）
共通－6	障害者雇用状況報告書（写し）	△	△	△	法律により提出が義務付けられている場合に限り提出してください。
共通－7	認証登録証（ISO9001、ISO14001、ISO27001、プライバシーマーク）の写し	△	△	△	<p>該当がある場合のみ、有効期間内のものを提出してください。</p> <p>なお、申請中の場合は申請中であることがわかる書類を提出してください。</p>

提出書類一覧表（建設工事）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類	市内	準市内	市外	備考
1	財務諸表（直近2年分）（写し） ・個人 貸借対照表、損益計算書 ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書	○	×	×	工事： <u>市内業者のみ直近2年分</u> の提出が必要。 準市内、市外は提出不要です。 直近2年分の財務諸表において、 次のアからエまでの全て に該当する者でないことを確認してください。 ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者 イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者 ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者 エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	○	・審査基準日が令和6年9月1日から令和7年8月31日までのものに限ります。 ・申請フォーム中の指定する場所にデータで添付してください。 ・市内業者で土木一式工事又は建築一式工事の格付を希望する者のうち、経営事項審査において一級又は二級技術者（以下「一級技術者等」という。）である基幹技能者がいる場合は、格付の際に一級技術者等として計上することができますので、備考欄への記載と、一級技術者等の資格証を添付してください。
3	経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）	○	○	○	
4	建設業許可申請書のうち、別紙四（営業所技術者等一覧表）、様式第八号、様式第八号（1）又は（2）（営業所技術者等証明書）（写し）	○	×	×	
5	建設業許可通知書（写し）、建設業許可証明書（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ	○	○	○	
6	建設業許可申請書のうち、別紙二（1）又は二（2）（営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分）（写し）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報ページ	×	○	○	
7	官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の経審の写し	△	×	×	

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。

提出書類一覧表（コンサルタント）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類	建設 タ ン ト サ	測 量	建 築 設 計	地 質 調 査	補 償 タ ン ト サ	その 他	備考
1	財務諸表（直近1年分）（写し） ・個人 貸借対照表、損益計算書 ・法人 貸借対照表、損益計算書	○	○	○	○	○	○	地域区分に関わらず直近1年分の提出が必要です。
2	技術職員名簿（許可官庁に提出した書類の写し又は任意様式）	—	測量法第55条の3第4号の規定に基づく書類（使用人件数並びに営業所のごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面）の写し及び測量士の変更届出書の写し	登録又は更新の際に許可官庁に提出した所属建築士名簿の写し及び建築士事務所登録事項変更届の写し	—	—	—	
3	営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）	・登録通知書 ※変更があった場合は、確認印の押印のある現況報告書写し又は国土交通省HPの「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」の業者データのPDFをあわせて提出してください。	測量業者登録証明書 ※ただし、営業所に委任する場合は、国土交通省HPの「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」の業者データのPDFをあわせて提出してください。	・建築士事務所登録証明 ※登録しようとする本店又は営業所の所在する都道府県知事の登録を受けていることが確認できる現況報告書の写し又は国土交通省HPの「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」の業者データのPDFをあわせて提出してください。	・登録通知書 ※変更があった場合は、確認印の押印のある現況報告書の写しをあわせて提出してください。	・登録通知書 ※変更があった場合は、確認印の押印のある現況報告書の写しをあわせて提出してください。	●不動産鑑定 ・不動産鑑定業者登録証明書 ●登記手続等 ・司法書士登録証明書 ・土地家屋調査士登録証明書 ●計量 ・登録しようとする本店又は営業所の所在する都道府県知事の登録証明事業登録証 ※登録しようとする本店又は営業所の所在する都道府県知事以外のものでも可	
4	労働保険料（労災・雇用）の加入状況を確認できる書類 ・労働保険 概算・確定保険料申告書の写し（受付印のあるもの） ・労働保険料納付証明書の写し ・領収済通知書の写し 等	○	○	○	○	○	○	適用除外の場合は、備考欄にその旨を記載してください。
5	現況報告書（建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。）	○	—	—	○	○	—	準市内又は市外で委任する場合は、委任先の営業所名が記載されていることが必要です。

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。

提出書類一覧表（工事関係の物品・工事用資材）

○：提出が必要 △：該当の場合のみ提出が必要 ×：提出不要

番号	提出書類		備考
1	入札参加資格審査申請書（第1号様式の3）	△	・オンライン申請の場合は提出不要です。 ・押印は不要です。
2	取扱品目一覧表（任意様式）	○	
3	年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本、職員数、営業年数）等を示す書類（任意様式）	○	

上記の他に共通の様式の提出も必要です。詳細は、提出書類一覧表（共通）を確認してください。